複写･複製･転載禁止
（一社）日本精神科産業医協会
第12回会員研修会　基調講演

日本医師会がめざす
産業保健活動について

令和2年6月20日

日本医師会常任理事　神村裕子

複写･複製･転載禁止

COI開示

発表者名：　神 村 裕 子

演題発表内容に関連し、発表者らに開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

複写･複製･転載禁止

本日のお話

1. 働く人々の健康に関する歴史
2. 認定産業医の現状
3. 働き方改革　産業医・産業保健機能の強化
4. 行政から見た検討課題
5. 新しい形式の産業医研修会について
6. 産業医組織活動実態調査
7. 全国医師会産業医部会連絡協議会の設立
8. 日本医師会認定産業医倫理綱領
9. 医師の働き方改革について

複写･複製･転載禁止

紀元前

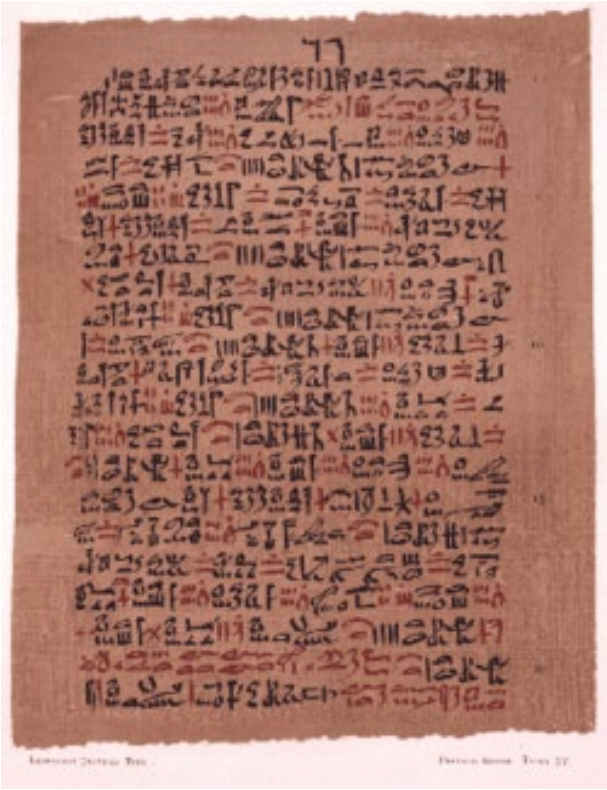

エジプト

●エーベルス・**パピルス**（紀元前16世紀）
最も古い職業病の記録。外傷や災害傷の４８症例についての記録されている。

ギリシア

●ヒポクラテス（紀元前4世紀）
ヒポクラテスが金属精錬の男に起こった腹痛が鉛によるものであると記載。

※（独）労働者労働安全機構勤労者医療に関する看護ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ編著「勤務者医療概論」より
※まてりあ第45号第4巻（2006） 畑明郎「非鉄金属鉱業の問題」より

複写･複製･転載禁止

17世紀イタリア

「働く人の病」
ラマツィーニー（医師）
（1633年11月5日 - 1714年11月5日）

職業病を2群（作業環境に起因・作業条件に起因）に分け、原因を探り、予防を考えていた。

- 金属鉱山労働者の病気
- 水銀を治療に用いている人の病気
- パン職人と製粉職人の病気
- 洗濯女の病気　等

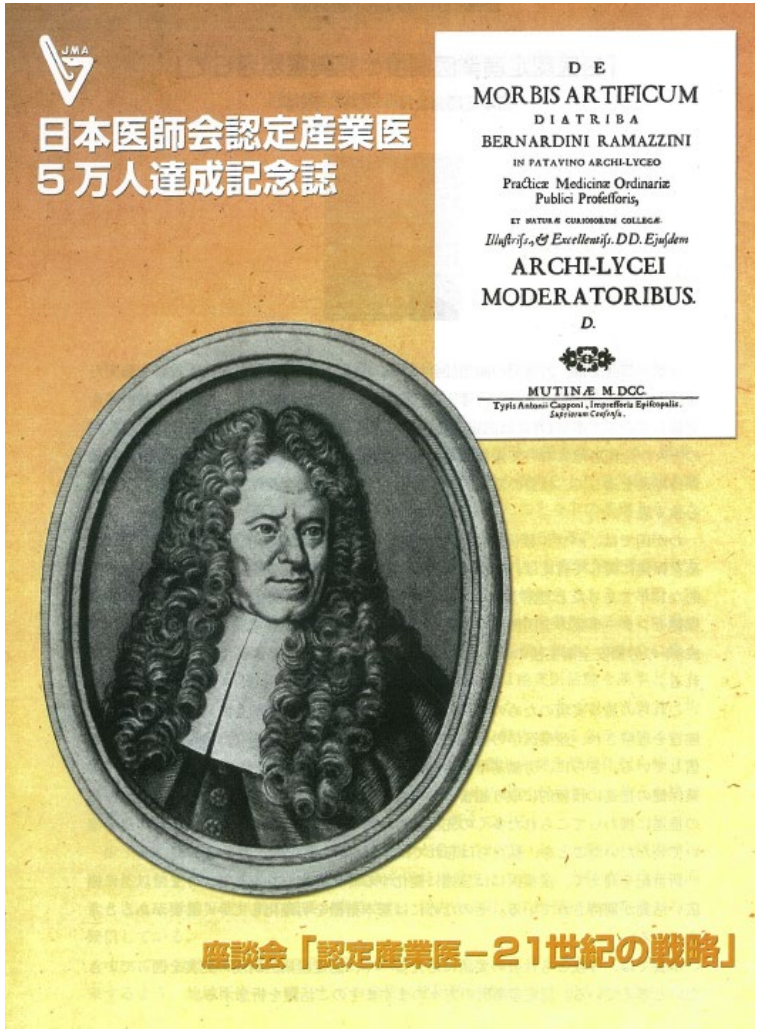

「日本医師会認定産業医5万人達成記念誌」（H13）
表紙：同氏と同著

※「日本医師会認定産業医5万人達成記念誌」（H13）より
※（独）労働者労働安全機構勤労者医療に関する看護ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ編著「勤務者医療概論」より

複写･複製･転載禁止

日本

●小川含章著「生野銀山孝義伝」（1894年）
『**鉱内労働者の多くは30才で死亡する**』と記載

●明治以降、繊維産業における**女子・年少者の長時間深夜労働と低賃金の過酷な労働**で、**結核**が蔓延。

↓

工場法（大正5年<1916年>）施行

女子・年少者の深夜業禁止、１２時間労働などを定めた
わが国最初の本格的な労働保護法と言われるが、
実態は労働力保護法であり労働者保護法ではなかった

※（独）労働者労働安全機構勤労者医療に関する看護ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ編著「勤務者医療概論」より

複写･複製･転載禁止

日本

工場法に基づく省令「工場危害予防及衛生規則」（昭和13 年<1938 年>）

●常時500 人以上を使用する工場の工場主（事業主）に**工場医**を選任させる義務
●50 人以上の工場で安全管理者を選任する義務
●10 人以上の工場で安全委員を選任する義務
●安全委員会に関する事項の規定

工場医を工場の衛生に関する事項を掌る者と位置づけ、**月1 回の職場巡視**と**年1 回の健康診断**を行うよう規定。

※産業医科大学雑誌 第35巻 特集号 『産業医と労働安全衛生法四十年』:1－26（2013）より

複写･複製･転載禁止

日本

戦後、「労働基準法」（昭和22年<1947 年>）施行

●「作業環境管理」「作業管理」「健康管理」の労働衛生の３管理、「安全衛生教育」を総括的に実施管理する労働衛生管理体制が整備

●「安全と衛生」については、『第五章「安全及び衛生」』に規定

●2種類の衛生管理者
「医師である衛生管理者」と「医師でない衛生管理者」

※（公財）産業医学振興財団　髙田昺「戦後の労働衛生活動を顧みて」（2014）
※産業医科大学雑誌 第35巻 特集号 『産業医と労働安全衛生法四十年』：1－26（2013）より

複写･複製･転載禁止

日本

高度経済成長により労働者の職場環境、作業が大きく変化

・様々な化学物質の使用　・機械化　等

↓

「労働安全衛生法」（昭和47年<1972年>）施行

- 「医師である衛生管理者」から**「産業医」**へ
  日本医師会の意見として「産業医」という名称が提案された
- 労働基準法『第五章「安全及び衛生」』は削除

※（公財）産業医学振興財団　髙田昻「戦後の労働衛生活動を顧みて」（2014）
※産業医科大学雑誌 第35巻 特集号 『産業医と労働安全衛生法四十年』:1－26（2013）より

複写･複製･転載禁止

労働衛生概念の変遷

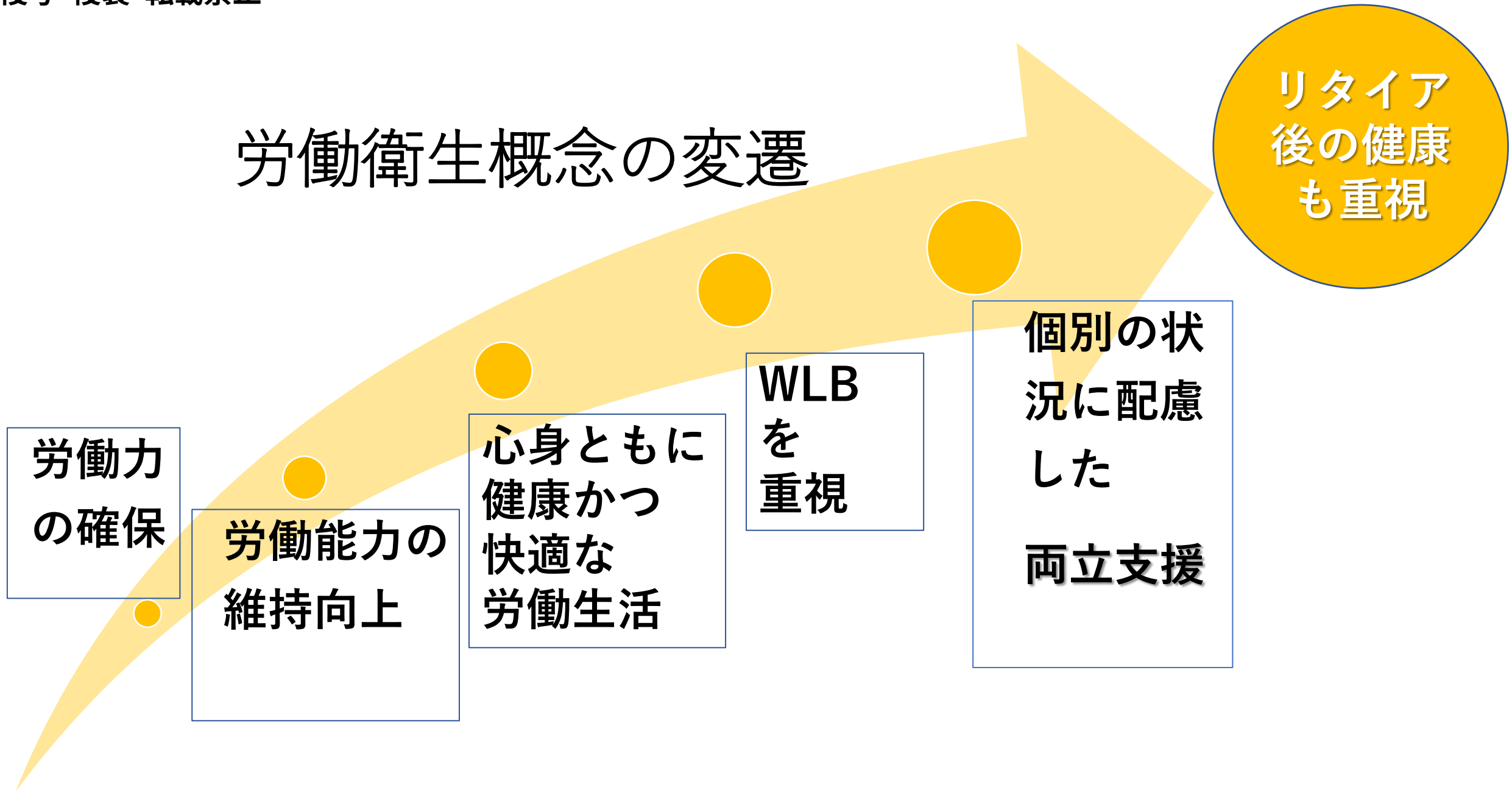

複写･複製･転載禁止

年度別認定産業医推移

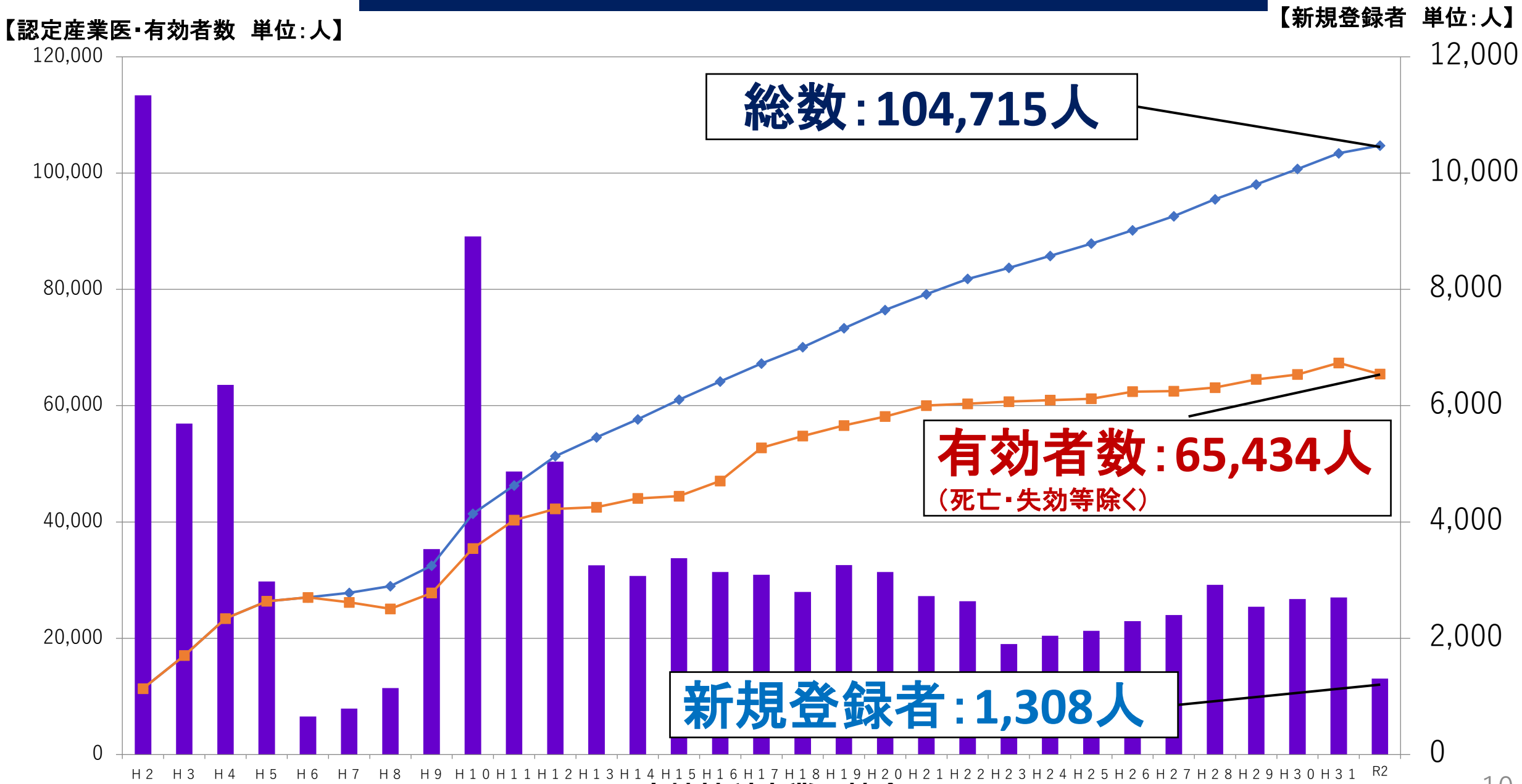

2021年3月　日本医師会認定産業医会内データより

日本精神科産業医協会

複写･複製･転載禁止

活動実態割合

活動していない
51.9%

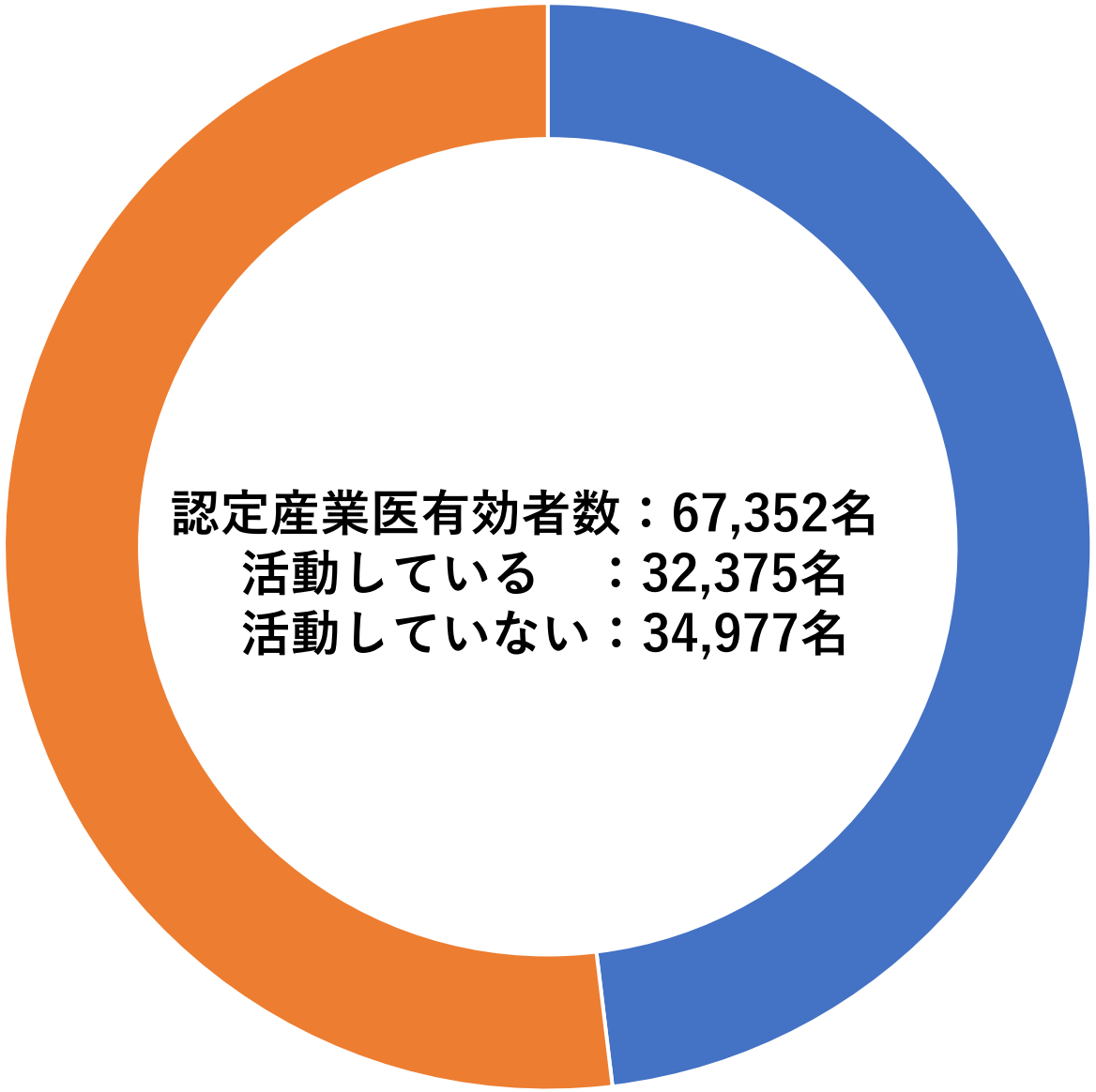

活動している
48.1%

■活動している　■活動していない

出所：令和元年7月「産業医に関する組織活動実態調査結果」（日本医師会）**日本精神科産業医協会**

複写・複製・転載禁止

年代別活動実態割合

認定産業医有効者数：67,352名
活動している　：32,375名（48.1%）
活動していない：34,977名（51.9%）

50～60代の割合が高く、また活動している産業医は、40代よりも70代の割合の方が高い。

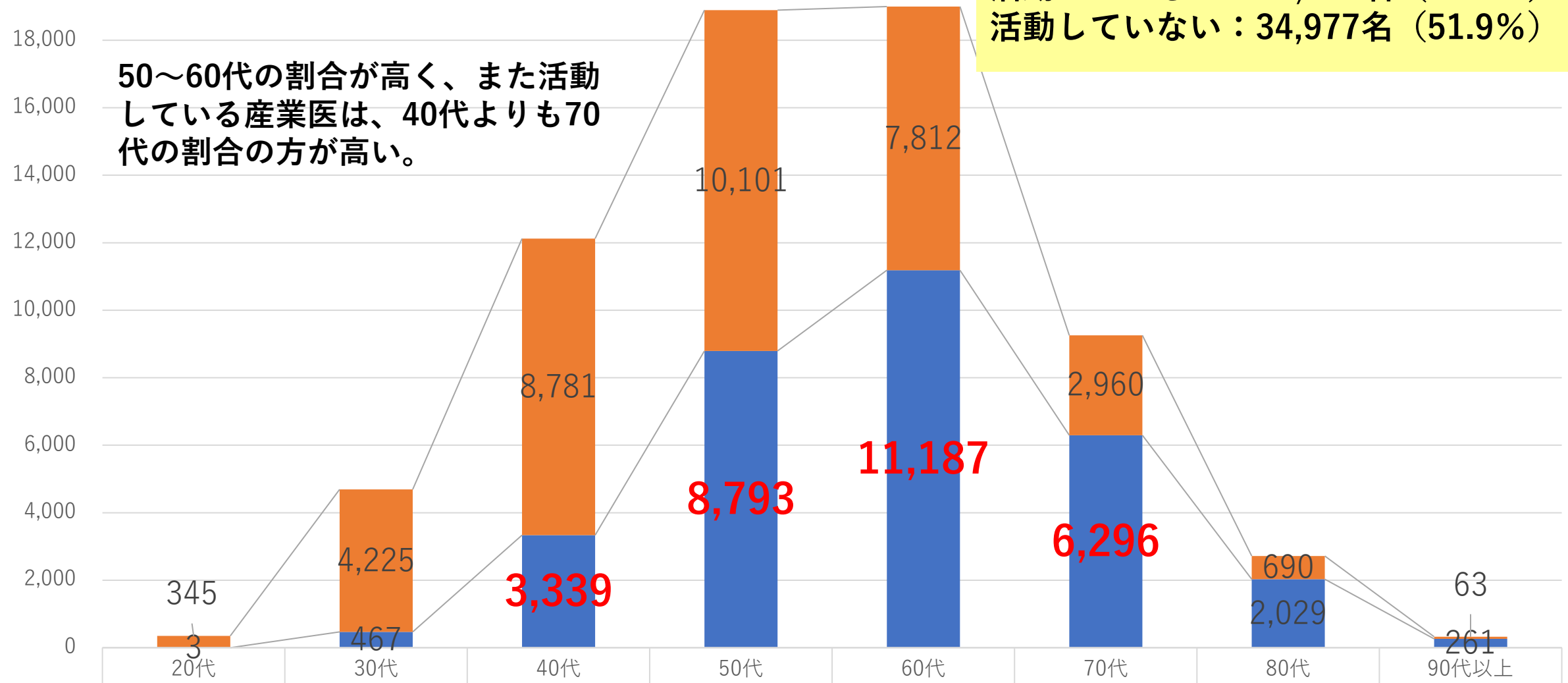

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上
活動していない	345	4,225	8,781	10,101	7,812	2,960	690	63
活動している	3	467	3,339	8,793	11,187	6,296	2,029	261

出所：令和元年7月「産業医に関する組織活動実態調査結果」（日本医師会）

複写･複製･転載禁止

産業医活動の実態調査結果（港区医師会）

Q3.産業医活動を行っていない理由 ※3つまで

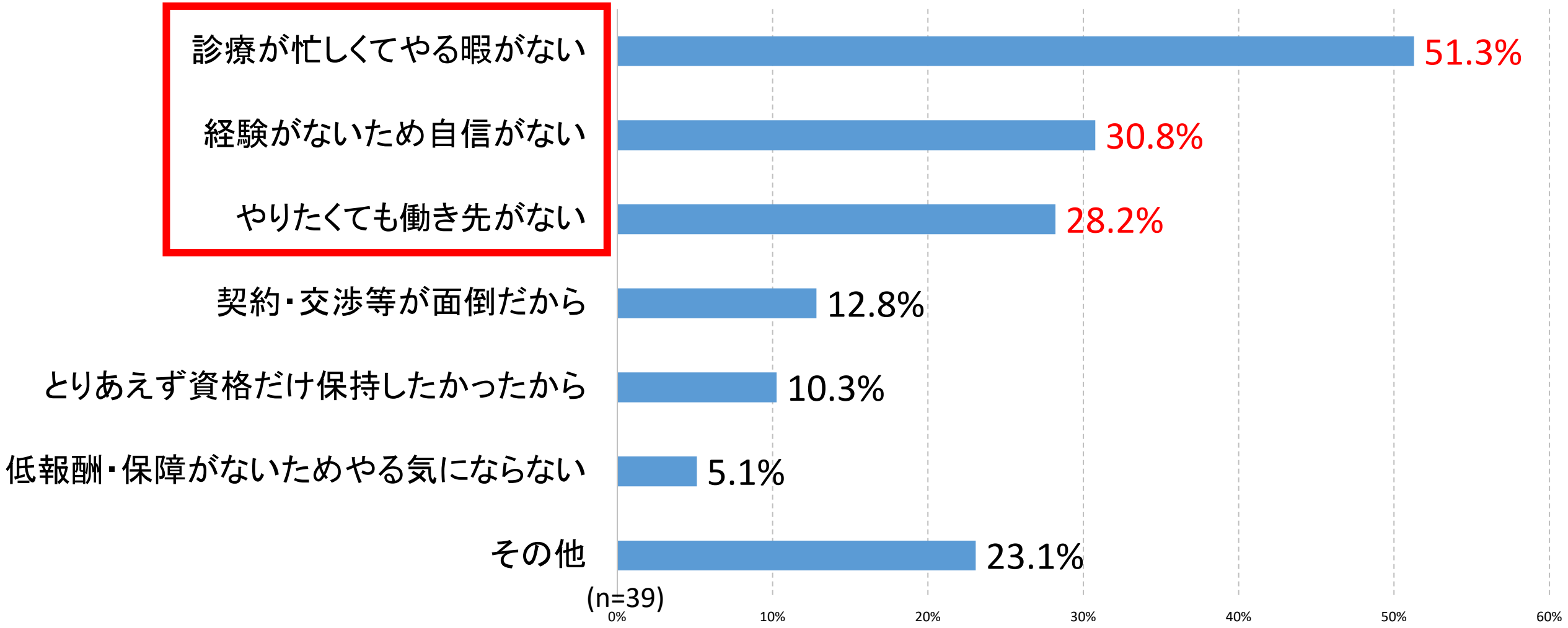

複写・複製・転載禁止

委嘱を受けている事業場数

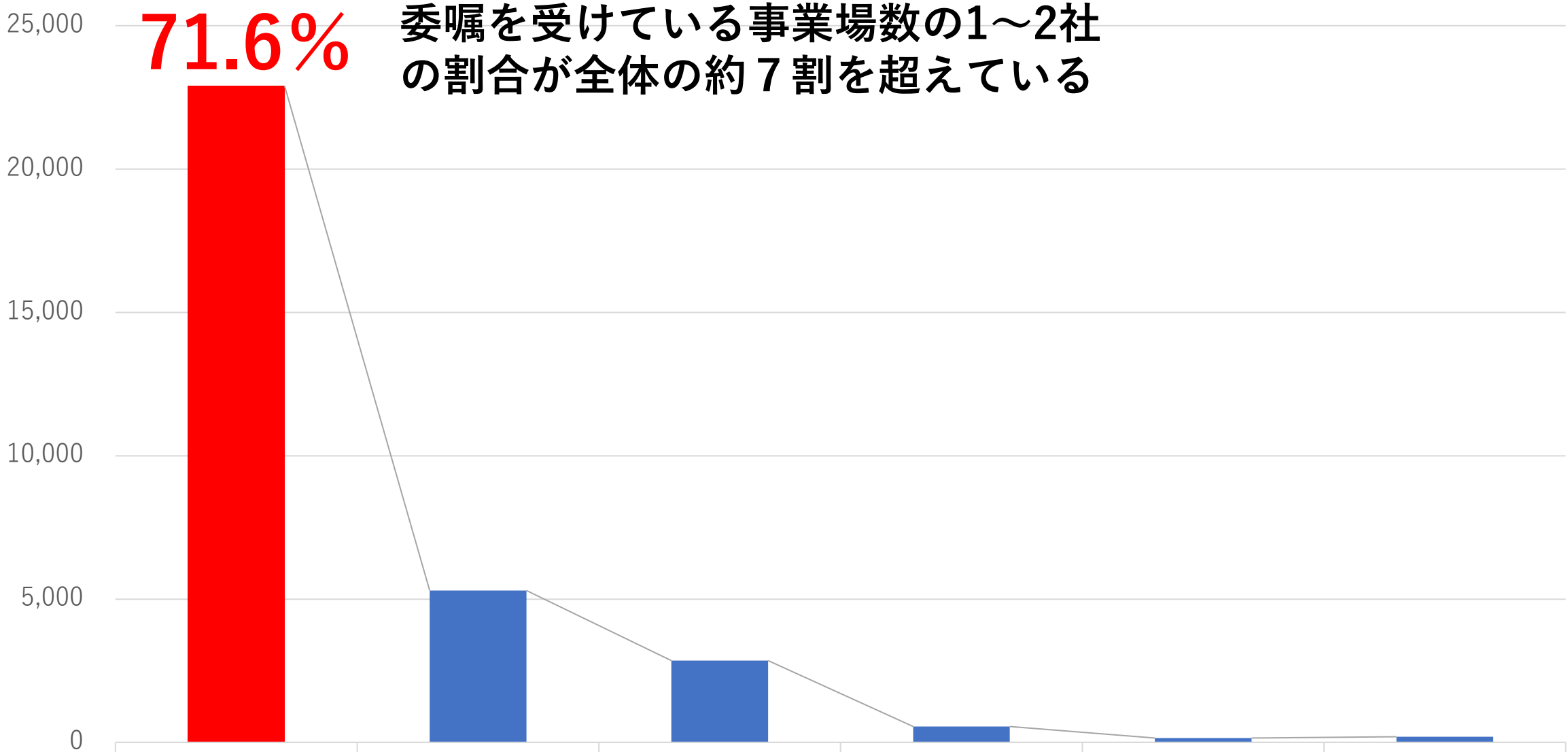

委嘱を受けている事業場数の1～2社の割合が全体の約７割を超えている

(n=31,962)	1～2社	3～4社	5～9社	10～14社	15～19社	20社以上
活動している	22,895	5,298	2,854	560	156	199

複写・複製・転載禁止

会員・非会員割合

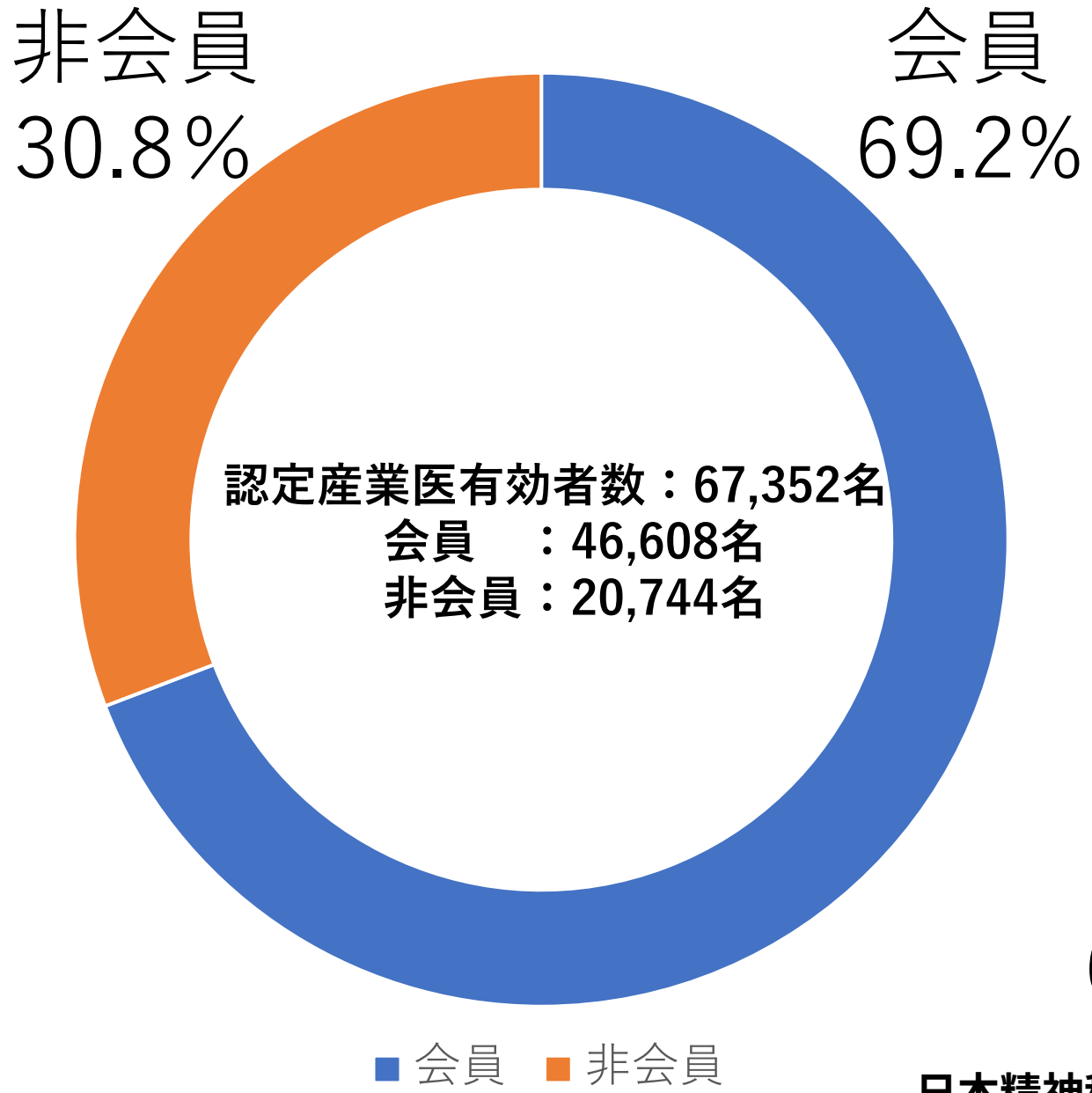

開業・勤務割合

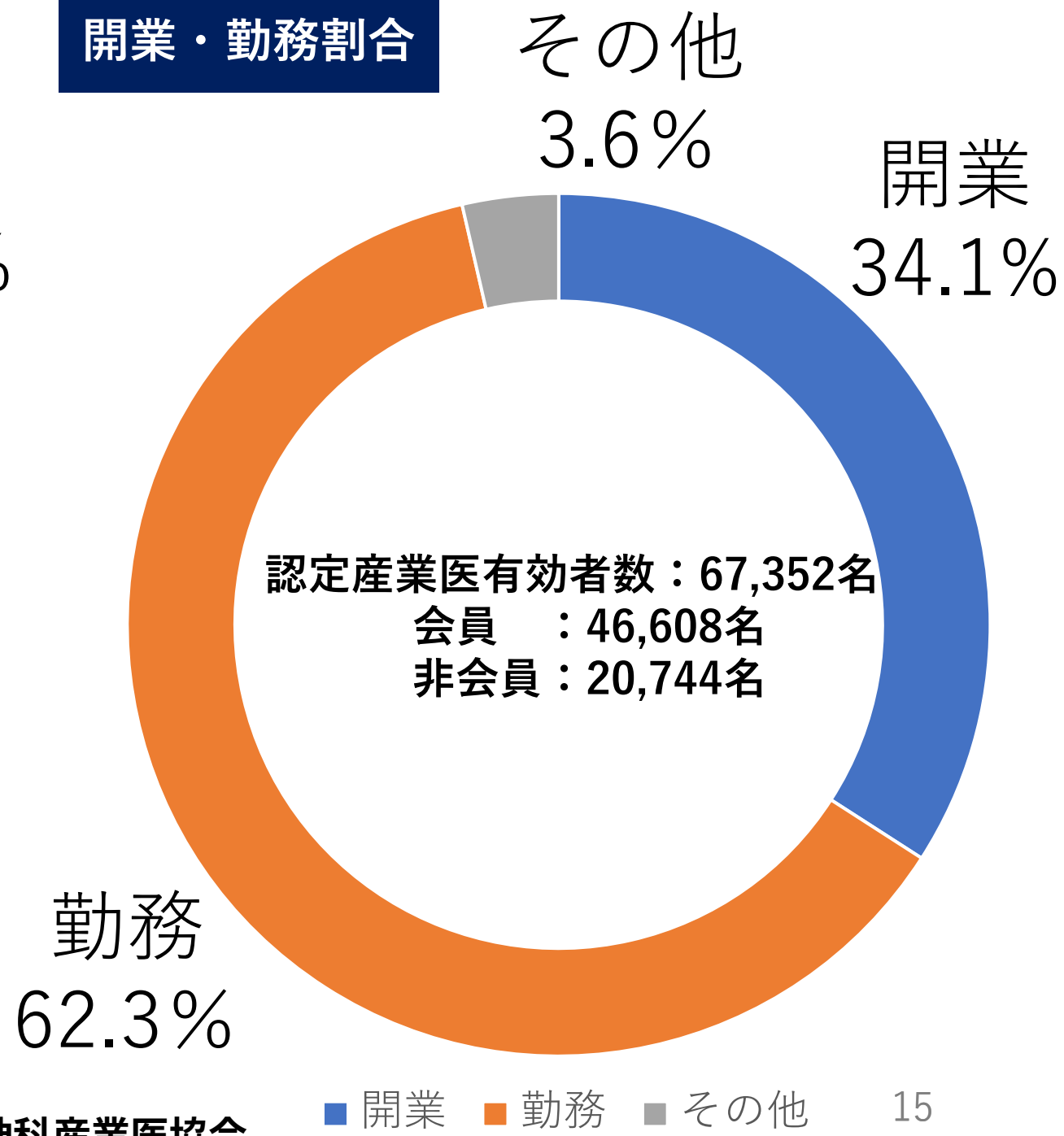

複写･複製･転載禁止

働き方改革関連法（2018年6月29日成立）

目的

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現します

主な見直し内容

1. 労働時間に関する制度の見直し
   （1）長時間労働の是正（時間外労働の上限規制の導入）
   （2）労働時間の状況の把握の実効性確保
2. １人１年あたり5日間の年次有給休暇の取得義務付け
3. 月60時間を超える残業は割増賃金率を引き上げ
4. 産業医・産業保健機能の強化
5. 勤務間インターバル制度の導入促進

複写･複製･転載禁止

事業場における産業保健体制

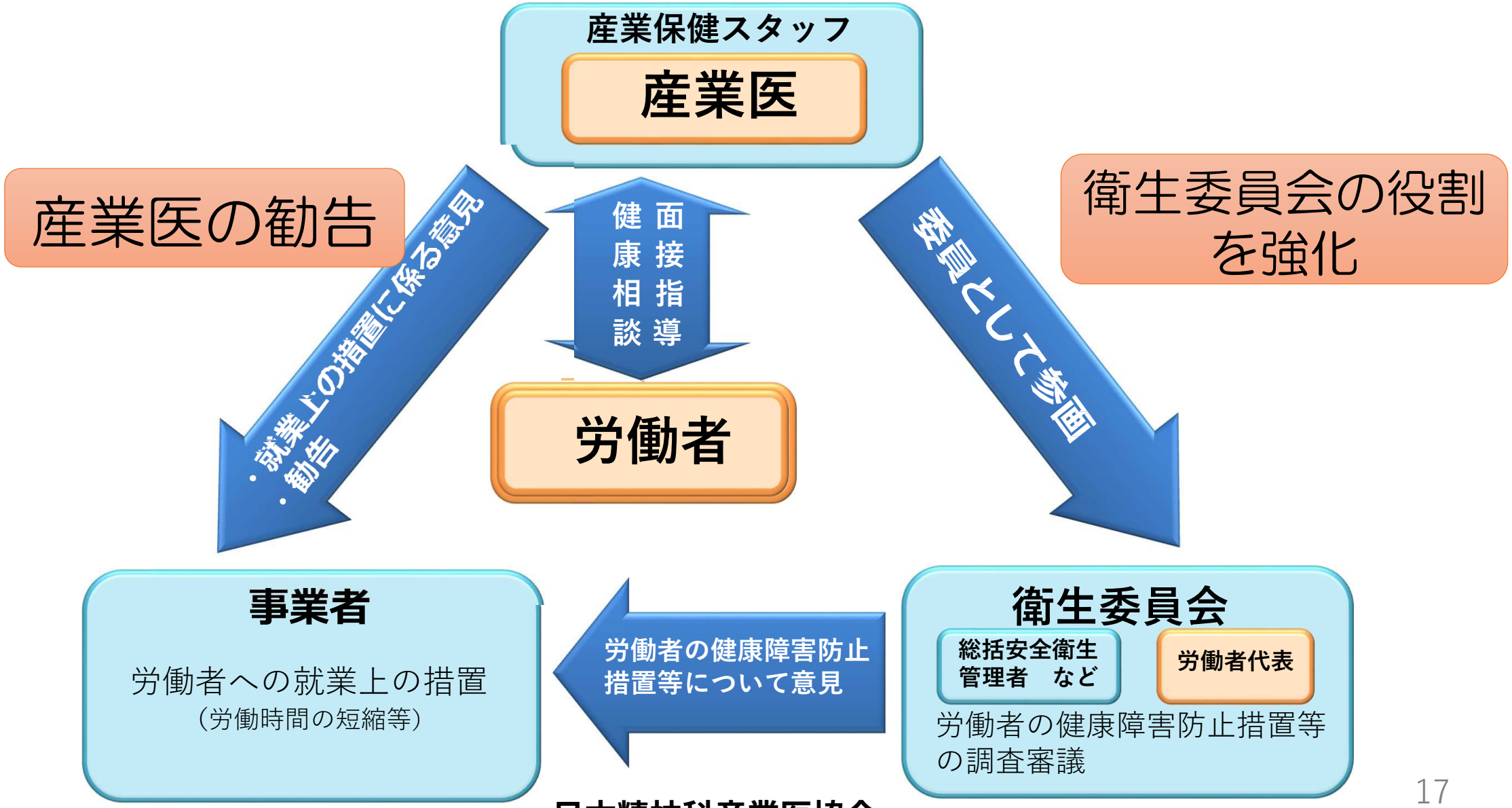

日本精神科産業医協会

複写・複製・転載禁止

産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）2019年4月～

産業医に対する情報提供等

（安衛法）**産業医への情報提供**を事業者に義務付け。
（安衛則）**提供を義務付ける情報**は以下のとおり。

- **健康診断**、**面接指導**（長時間労働及びストレスチェック）を実施後の**就業上の措置の内容**等
- **長時間労働者**(80時間超の時間外・休日労働)の氏名、超過時間等
- **労働者の業務に関する情報**（産業医等が健康管理等を行うために必要と認めるもの）

産業医の権限の明確化

（安衛則）事業者が与えなければならない**産業医の具体的な権限を例示**。

- **事業者**又は総括安全衛生管理者**に対して意見を述べる**こと。
- **労働者から情報収集**すること。
- 緊急時に、労働者に対して**必要な措置を指示**すること。
- 衛生委員会に対して**調査審議を求める**こと。

産業医勧告の実効性確保

（安衛則）産業医が勧告をしようとするときは、**あらかじめ事業者の意見**を求めるものとする。
（安衛則）**産業医の勧告**について、**衛生委員会への報告**を事業者に義務付け。
（安衛則）**衛生委員会の意見**及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容等の**記録・保存**を事業者に義務付け。

複写･複製･転載禁止

各省庁との検討課題

- □情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項について
- □船員の健康確保に関する検討会（国土交通省）
- □外国人労働者に対する健康診断問診票作成事業
- □両立支援
- □THP指針改正
- □ストレスチェック効果検証
- □テレワークに対応したメンタルヘルス対策
- □医師の働き方改革

複写･複製･転載禁止

情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項について

＜2021年3月31日　厚生労働省労働基準局長基発0331第4号＞

産業医の職務の一部をオンラインで可能とするもの

- 共通事項としては「情報のやり取りや地域の医療機関との連携等の体制を構築し衛生委員会で調査審議する」
- 面接指導については、産業医への十分な情報提供を行い、電話のみでは不可であることなどについて通知済み（2015年9月15日基発0915第5号）
- 定期巡視は実地でする必要がある

複写･複製･転載禁止

船員の健康確保に関する検討会（国土交通省）

①船員の健康診断のあり方　②船員の過重労働対策
③ストレスチェック等のメンタルヘルス対策
④船員向け産業医の導入等

について検討を行った

「船員の健康確保に向けて」（2020.10.19公表）

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk1_000087.html

複写･複製･転載禁止

外国人労働者に対する健康診断問診票作成事業検討委員会

■今後増加が見込まれる外国人労働者に対する**一般健康診断**が適切に実施されるよう、健診項目のうち会話や文章等で実施される問診について、**外国人労働者に活用可能な外国語版の問診票を作成**することを目的として実施する。

複写･複製･転載禁止

認定産業医研修会テーマ別実施状況

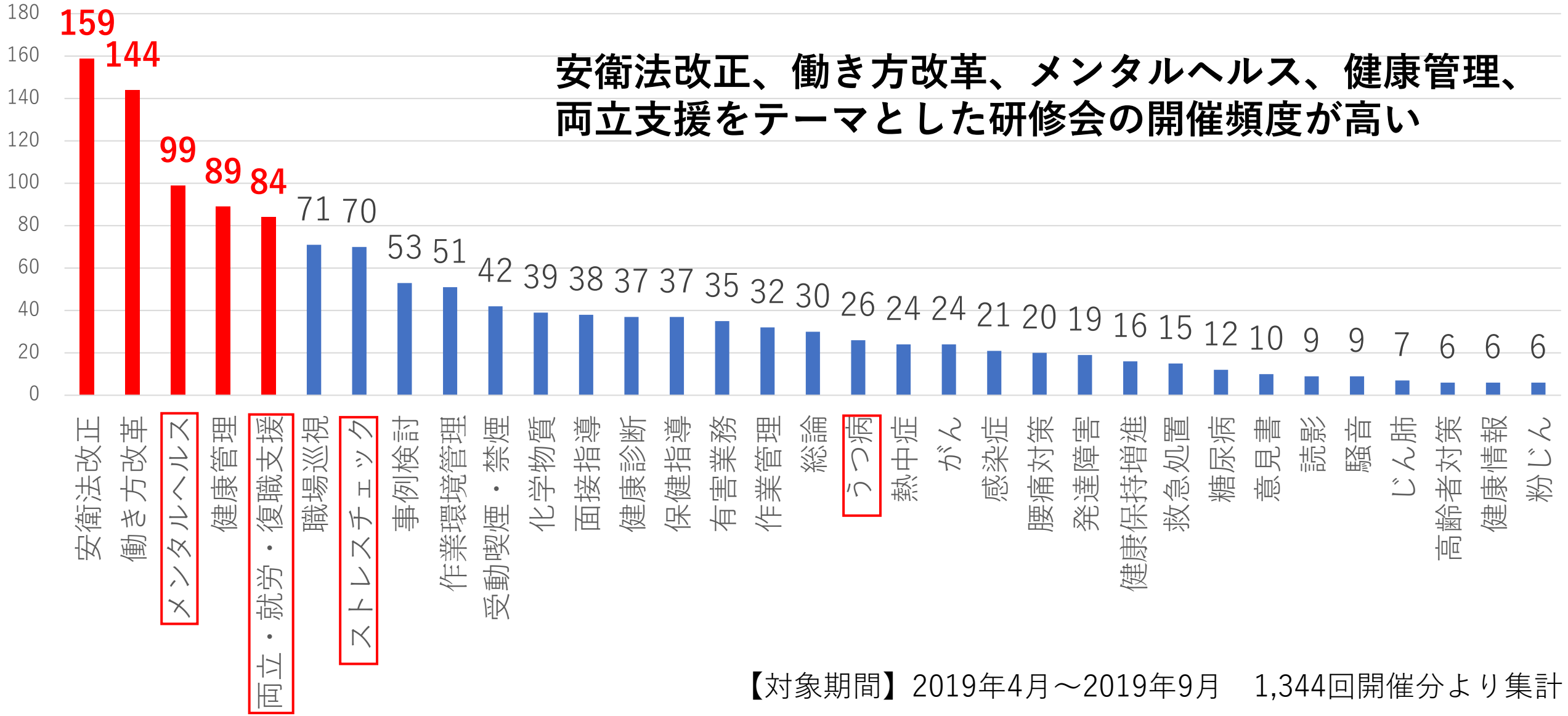

安衛法改正、働き方改革、メンタルヘルス、健康管理、両立支援をテーマとした研修会の開催頻度が高い

【対象期間】2019年4月～2019年9月　1,344回開催分より集計

複写･複製･転載禁止

今後の認定産業医研修会について

新しい形式での研修会に必要とされていること

●適切な出退管理が行われること

●全ての受講者が不利益にならない仕組・内容

複写･複製･転載禁止

今後の認定産業医研修会について

検討課題1

･出退管理方法

資格の認定につながるものであるため、
出席および受講状況が確認できることが必要とされる。

案）

- 1名づつ入室と退出の際に画面に身分証明書を提示等。
- 身分証明には運転免許証、日本医師会医師資格証など顔写真付きのものを活用

複写･複製･転載禁止

今後の認定産業医研修会について

検討課題2

･受講状況の確認

資格の認定につながるものであるため、
出席および受講状況が確認できることが必要とされる。

案）ログによる出席確認。
レポート、アンケート、テスト、
講義中に文字を提示して受講者が送信。

複写･複製･転載禁止

今後の認定産業医研修会について

検討課題3

･実地研修の方法

・オンラインによる実地研修は対面と比べて効果は同様であるか？

・受講人数の制限はどうすべきか？

複写･複製･転載禁止

今後の認定産業医研修会について

検討課題4

・取得可能単位の設定

・基礎研修：50単位取得をオンライン研修のみで認めるのか

・生涯研修：20単位取得をオンライン研修のみで認めるのか

複写･複製･転載禁止

今後の認定産業医研修会について

検討課題4

・研修内容

質の高い研修内容を提供できるのか

複写･複製･転載禁止

今後の認定産業医研修会について

検討課題4

・デジタルデバイドへの対応

・情報通信機器が不得手な産業医への対応が必要となる

例）申込代行、詳細な手順説明。

複写･複製･転載禁止

今後の認定産業医研修会について

各研修会
（認定スポーツ医・生涯教育・かかりつけ医制度）
と併せ、

横断的に判断

複写・複製・転載禁止

産業医活動の実態調査結果（港区医師会）

Q3.産業医活動を行っていない理由 ※3つまで

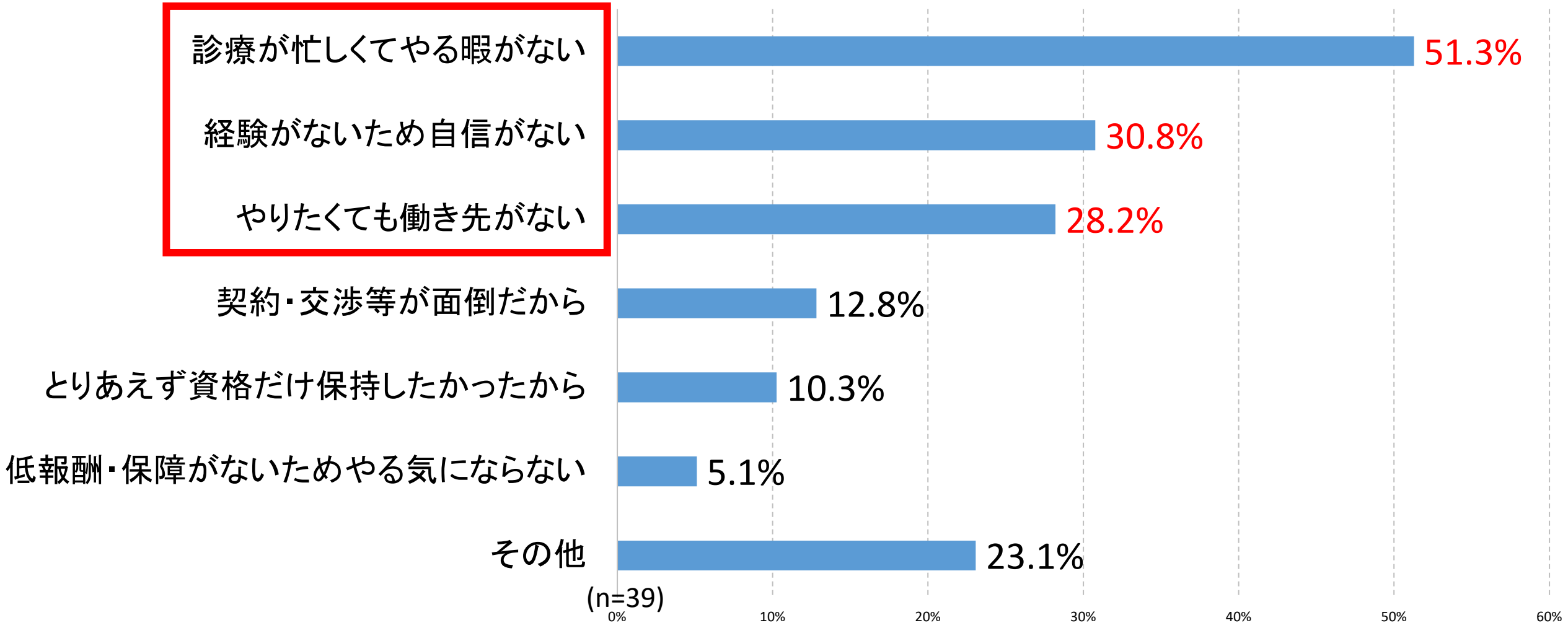

複写･複製･転載禁止

産業医に関する組織活動実態調査

【調査実施要領】

■調査対象：47都道府県医師会・817郡市区医師会

■調査時期：令和元年7月3日～令和元年8月2日

■調査目的：都道府県医師会ならびに郡市区医師会における
産業医に関する組織活動の現状の把握

■回答数　：47／47都道府県医師会（回収率　100%）
810／817郡市区医師会（回収率　99.1%）
857／864件回収　（回収率合計　99.2%）

複写･複製･転載禁止

産業医が直面している課題

産業医不足	業務の多様化負担増	不適正な報酬	産業医の地位向上	情報提供
産業医の相談窓口	未経験者向けサポート	契約交渉事務代行サポート	事業場斡旋	キャリア形成

これらの課題から産業医を守るために、産業医の全国**組織化**（体系的な活動支援）に取組む判断に至りました

複写･複製･転載禁止

第1回全国医師会産業医部会連絡協議会

令和2年5月31日　日本医師会小講堂からテレビ会議システム中継

記念講演

新型コロナウイルス感染症対策と産業医の役割について

日本医師会長　横倉義武

日本医師医会初代会長北里柴三郎から今日の産業医制度までの歴史的変遷

北里大学名誉教授/日本医師会産業保健委員会委員長

相澤好治

報告・説明

産業医の現状を踏まえ連絡協議会が目指すもの

日本医師会常任理事　松本吉郎

活動報告

(1)岡山県医師会産業医会の活動報告

岡山県医師会常任理事　内田耕三郎

(2)三重県医師会産業医部会sン節に向けた取組

三重県医師会理事　田中孝幸

(3)大宮医師会の産業医会の活動報告

大宮医師会会長　松本雅彦

シンポジウム

「これからの産業医支援のあり方と具体的取り組み」

(1)産業保健総合支援センターにおける産業医支援業務の充実強化

労働者健康安全機構理事　大西洋英

(2)産業医研修会への産業衛生学会の貢献の方向性

日本産業衛生学会副理事長　森晃爾

(3)産業医需要供給実態調査の取組

産業医科大学進路指導副部長　一瀬豊日

(4)ストレスチェックに関する嘱託産業医支援事業

日本精神科産業医協会代表理事　渡辺洋一郎

討論

複写・複製・転載禁止

組織化に伴う取組イメージ

日本医師会・日本産業衛生学会・
労働者健康安全機構・産業医科大学・
産業医学振興財団・中央労働災害防止協会　等

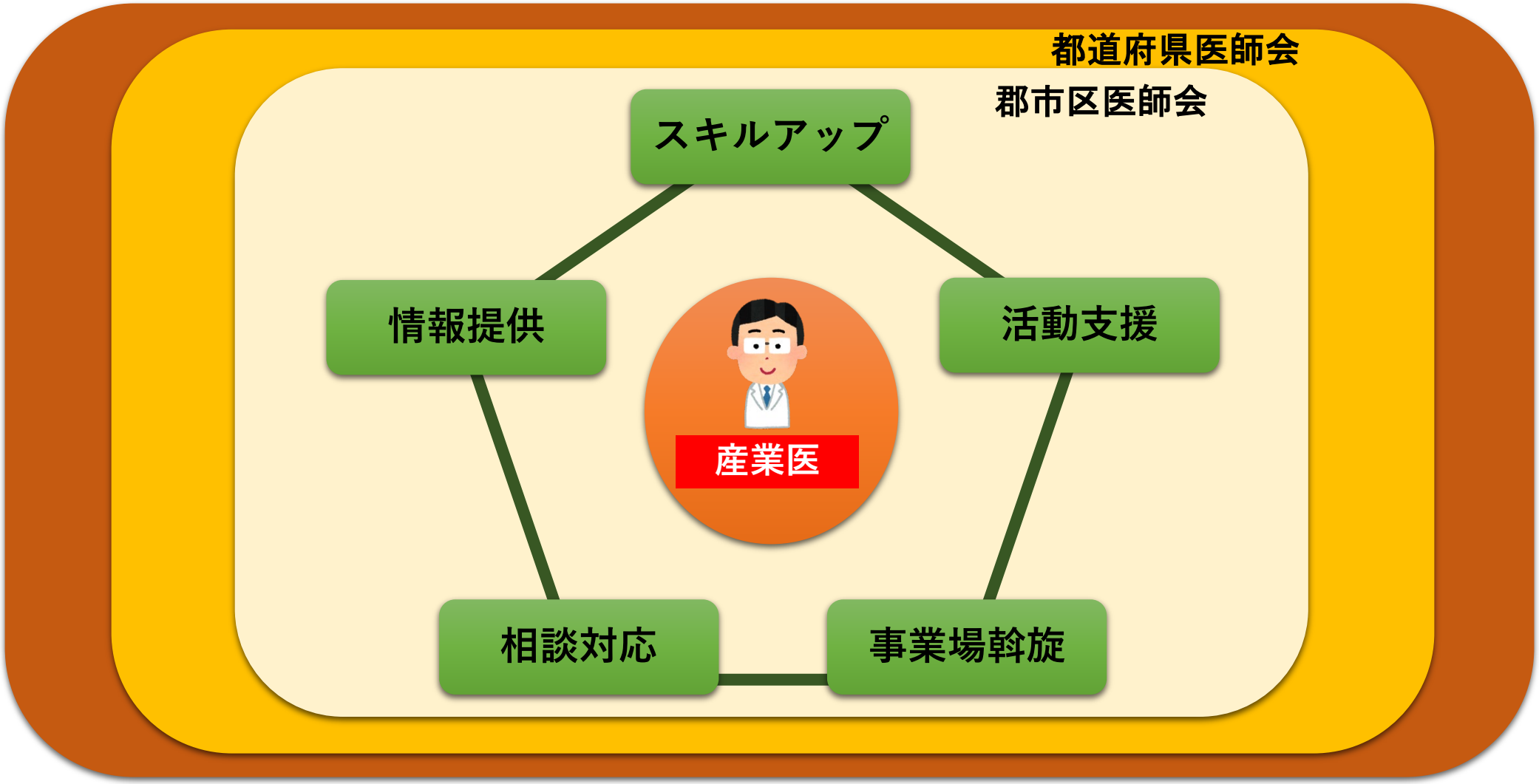

産業医の地位向上・資質向上に向けた取組を体系立てて取り組みます

複写･複製･転載禁止

全国医師会産業医部会連絡協議会　テーマ別事業内容

テーマ	主な事業内容	協力・連携先
スキルアップ	**1．生涯研修会** **▶産業医の組織化を見据えた産業医研修会** 2．研修会企画・立案 3．ICTを活用した研修方式の検討 4．産業医体験（「一社目の壁」対応） 5．個別訪問産業保健指導（OJT） 6．プレミアムセミナー 7．医師の働き方改革ワークショップ	①都道府県医師会・郡市区医師会・産業保健総合支援センター　など ②日本産業衛生学会・産業医科大学・産業医学振興財団・中央労働災害防止協会　など ③産業医科大学 ④産業医科大学 ⑤地域産業保健センター ⑥産業医科大学 ⑦都道府県医師会・医療勤務環境改善支援センター
情報提供	1．メルマガ（隔月）「産業保健２１」季刊誌の情報提供 **2．日医認定産業医全国研修会情報の定期発信** **▶認定産業医専用ホームページを抜本的に改修して、連絡協議会ホームページの新設。法令改正や日医通知等とともに、研修会情報や更新1年前案内等の情報を発信する**	①労働者健康安全機構 ②日本医師会

事業内容詳細については、本協議会の運営委員会である日医産業保健委員会にて引き続き検討

複写･複製･転載禁止

全国医師会産業医部会連絡協議会　テーマ別事業内容

テーマ	主な事業内容	協力・連携先
相談対応	**1．産業医からの相談対応** 2．過去のQ＆Aを参考事例としてホームページ等に掲載 **▶一部の都道府県産業保健総合支援センターにおいて実施されている事例検討会の普及促進や研修会を活用した質疑応答の充実、経験豊富な産業医も参加するカンファレンスの設置など**	①産業保健総合支援センター ②労働者健康安全機構・産業医科大 **▶産業医科大学や日本産業衛生学会の専門的な産業医と相互に交流する機会は重要であり、経験や情報を共有できる「場」を設ける**
事業場斡旋	**1．事業場と産業医のマッチング** **▶産業医モデル事業の実施（別掲）**	①都道府県医師会・郡市区医師会 女性医師支援センター　など
活動支援	**1．事業場との契約に関する交渉や煩わしい事務作業等の代行支援等** **▶委託業者には利益追求を目的とした事業者がある一方で、長年にわたり産業医の立場に立った事業活動を行い、産業医の信頼を得て地道に事業を展開している事業者もある。 医師会が主導して、優良な委託業者等と連携して産業医の活動支援を行うことについて調査を行う。**	①日医基準に適合した紹介事業者　など
	2．嘱託産業医ストレスチェック実施に対する新事業	②日本精神科産業医協会

事業内容詳細については、本協議会の運営委員会である日医産業保健委員会にて引き続き検討

複写･複製･転載禁止

全国医師会産業医部会連絡協議会　ホームページ

研修会情報、Q&Aの他、日本産業衛生学会等の関係団体からの情報も発信

複写･複製･転載禁止

【参考】情報通信機器の活用を強調している紹介事業者例

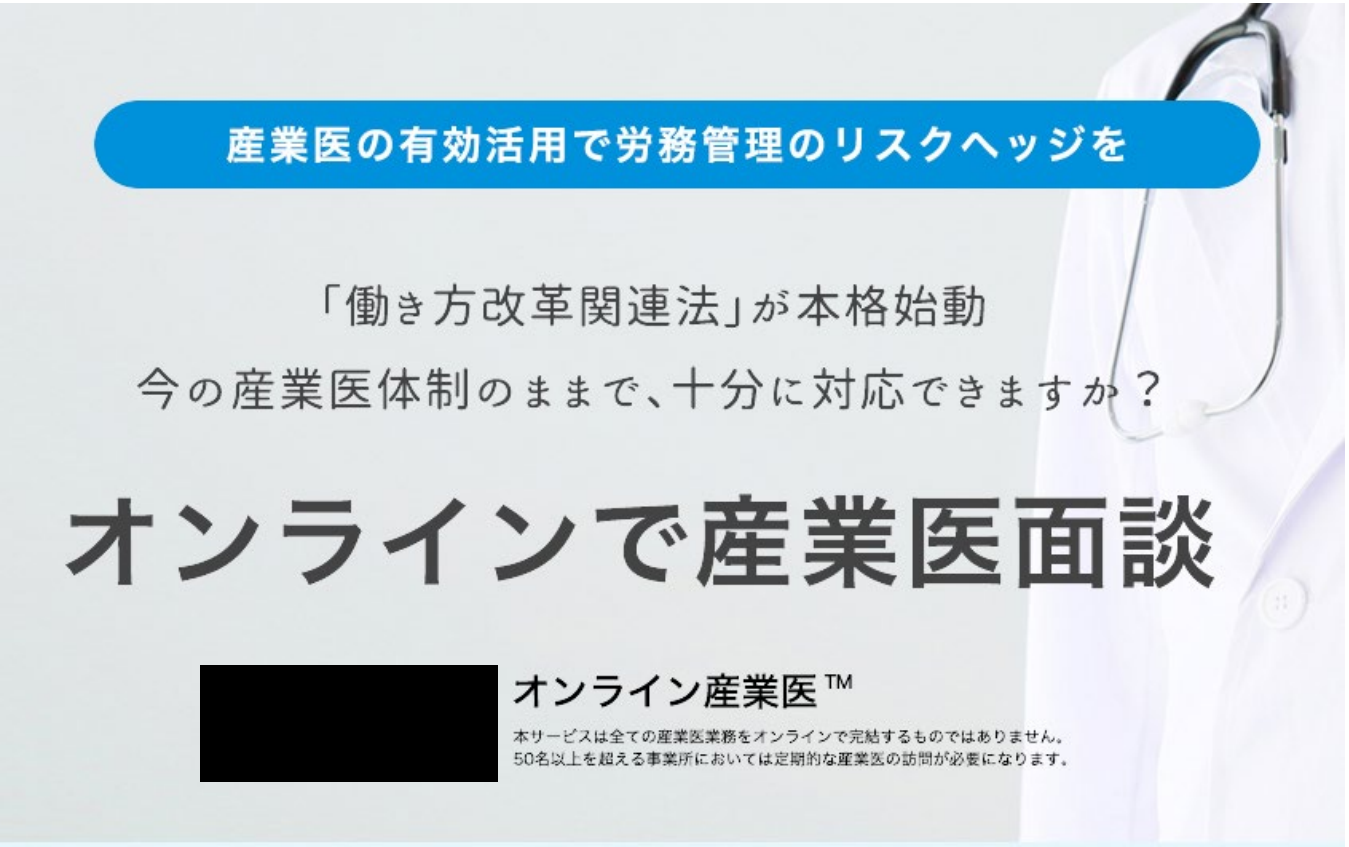

安心の3大無料特典

- 無料 ストレスチェック代行※1
- 無料 衛生委員会立上げ･運営支援
- 無料 遠隔面談用iPad貸出（通信費含め無料）

※上記無料特典は貴社のご状況/ご要望に合わせてお選びいただけます。
※各種条件がございます。詳細はお問い合せ頂きましたらご説明いたします。

リモート産業保健 が選ばれている3つのポイント

1. 安心･手厚いサポートを業界最安値水準でご提供
2. 人事労務の業務負担軽減と従業員への充実したメンタルケアを両方実現!
3. ご意向･事業拡大に合わせてぴったりなプランをカスタマイズ

複写･複製･転載禁止

【参考】低報酬を強調している紹介事業者例

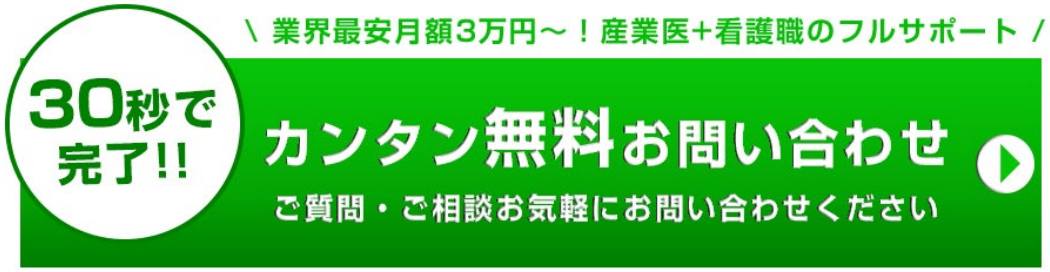

複写･複製･転載禁止

産業医が職務を行うためには

専門性を高める

実務能力向上に努める

●労働安全衛生規則第14条第7項「産業医は、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識・能力の維持向上に努めなければなりません。」
●生涯研修受講による認定産業医更新
●関連学会（日本産業衛生学会等）への参加

独立性・中立性を確保する

法令等を遵守する

●安衛法第13条第3項「産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わ なければなりません。」
●**日本医師会認定産業医倫理綱領※**

活動の実効性を高める

事業場とのコミュニケーションを図る

●職場巡視の実施や衛生委員会への出席等

複写･複製･転載禁止

日本医師会認定産業医倫理綱領

第1条（使命）

認定産業医は、人間尊重の理念に基づき、職場や作業が労働者の健康に与える影響を評価し、その改善に努め、労働者が健康を保持しながら就業を継続できるように、労働者と事業者を支援する。

第2条（人格の保持）

認定産業医は、その信用を傷つけ、不名誉となるような行為をしてはならない。

第3条（資質の向上）

認定産業医は、自ら生涯にわたり研修を続け、学識及び技術の維持向上に努める。

複写･複製･転載禁止

日本医師会認定産業医倫理綱領

第4条（自律の尊重）

認定産業医は、労働者と事業者の価値観と自律を尊重し、それぞれが最善の判断ができるように支援する。

第5条（関係者との協調）

認定産業医は、産業保健の専門家や担当者と良好な関係を築くよう努め、協力して産業保健の活動を推進する。

第6条（秘密の保持）

認定産業医は、産業医の活動を通じて知り得た個人及び事業者に関する情報の安全管理を徹底し、労働者の健康を守るために利用する。

第7条（誠実な契約履行）

認定産業医は、事業者との契約に基づき誠実に業務を履行する。

複写･複製･転載禁止

日本医師会が期待する産業医

産業活動は予防を基本としたもの

予防活動は積極的、創造的な姿勢が重要

行動する産業医

複写・複製・転載禁止

医師の時間外労働規制について

時間外労働の上限

一般則

（例外）
・　年720時間
・　複数月平均80時間（休日労働含む）
・月100時間未満（休日労働含む）　年間６か月まで

（原則）
１か月45時間
１年360時間

※この（原則）については医師も同様。

2024年４月～

年960時間／
月100時間未満（例外あり）
※いずれも休日労働含む

Ａ：診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

年1,860時間／
月100時間未満（例外あり）
※いずれも休日労働含む

連携Ｂ
例水準
（医療機関を指定）

年1,860時間／月100時間未満（例外あり）
※いずれも休日労働含む
⇒将来に向けて縮減方向

Ｂ
地域医療確保暫定特

Ｃ－１
Ｃ－２
集中的技能向上水準
（医療機関を指定）

Ｃ－１：臨床研修医・　専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や 能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択
Ｃ－２：医籍登録後の臨床従事６年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

※連携Ｂの場合は、個々の医療機関における時間外・　休日労働の上限は年960時間以下。

将来
（暫定特例水準の解消（＝2035年度末を目標）後）

将来に向けて
縮減方向

年960時間／
月100時間（例外あり）
※いずれも休日労働含む

Ａ

Ｃ－１

Ｃ－２

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

追加的健康確保措置

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル９時間の確保・代償休息のセット（努力義務）
※実際に定める３６協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル９時間の確保・代償休息のセット（義務）

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル９時間の確保・代償休息のセット（義務）
※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル９時間の確保・代償休息のセット（努力義務）
※実際に定める３６協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル９時間の確保・代償休息のセット（義務）

※[illegible]には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

複写・複製・転載禁止

追加的健康確保措置の義務及び履行確保の流れ（案）

	３６協定の月上限	連続勤務時間制限・インターバル規制等		面接指導・就業上の措置	（参考）時短計画の策定
Ａ水準適用者のみ医療機関	100時間未満	努力義務			
	100時間以上	努力義務		義務（※１）	
Ｂ・連携指定あり医療機関	100時間未満	Ｂ・連携Ｂ業務対象者は義務	その他の業務対象者は努力義務		義務
	100時間以上			義務（※２）	
Ｃ指定あり医療機関	100時間未満	Ｃ業務対象者は義務	その他の業務対象者は努力義務		義務
	100時間以上			義務（※２）	

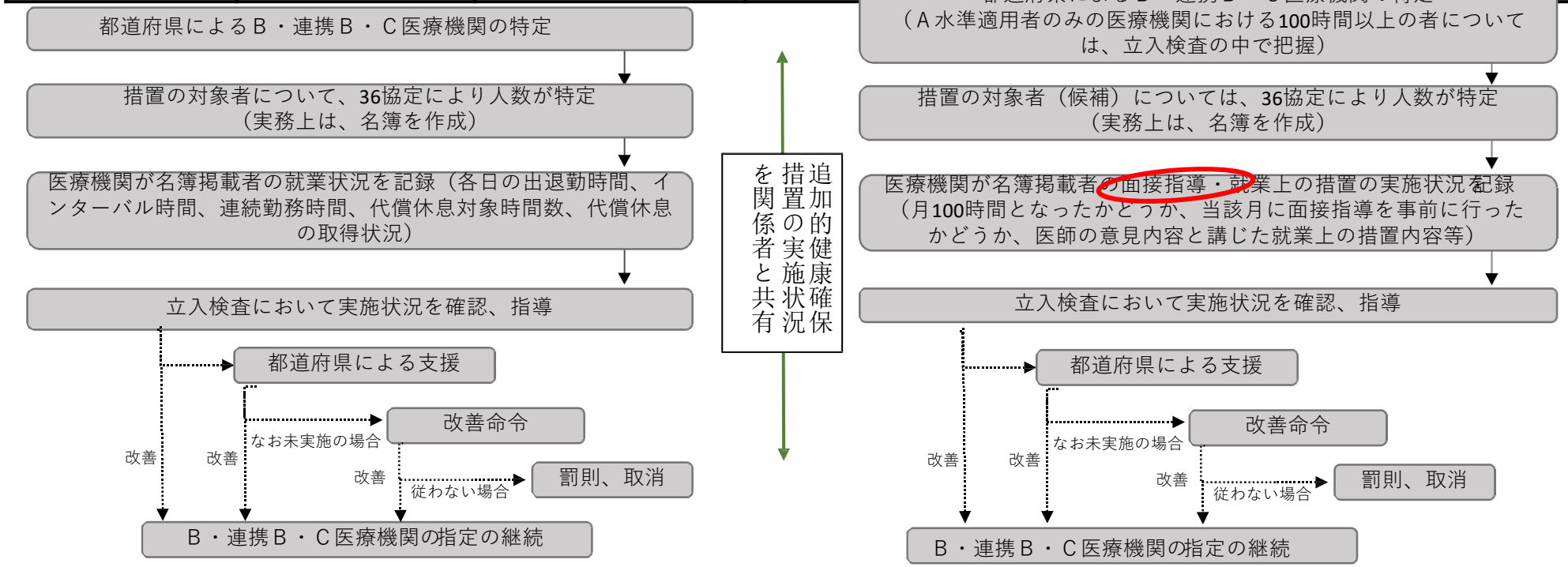

（※１）当月の時間外労働が80時間超になった場合、疲労度確認を行い、疲労の蓄積に応じて面接指導を実施。
（※２）当月の時間外労働が100時間になる前に面接指導を実施。例えば、前月の時間外労働が80時間超となった場合、あらかじめ面接指導のスケジュールを組んでおく

複写･複製･転載禁止

追加的健康確保措置の面接指導に係る実施体制について（案）

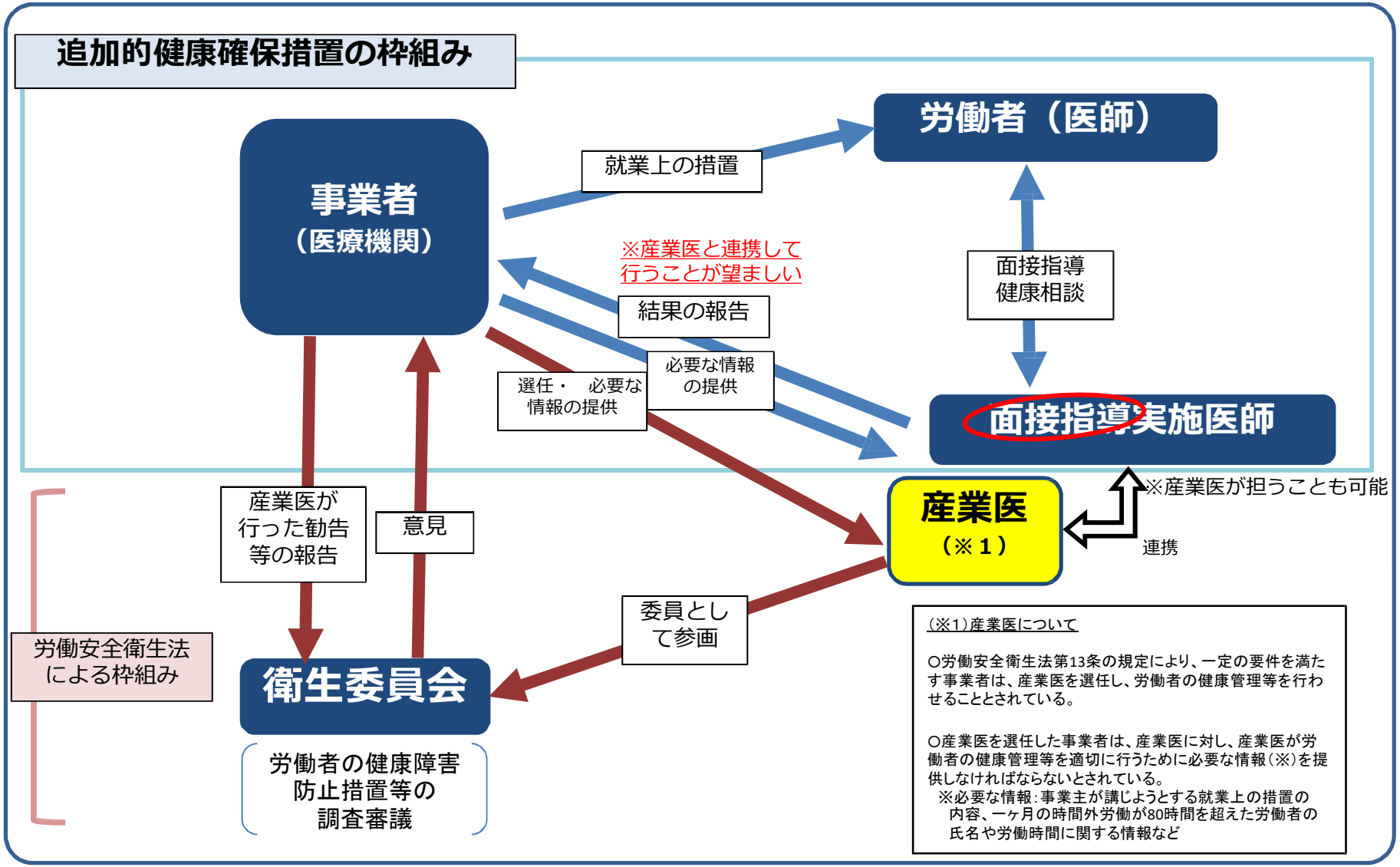

※追加的健康確保措置の面接指導は、医療法において位置付けることと併せて、労働安全衛生法の面接指導としても位置付け、衛生委員会による調査審議等が及ぶ方向で検討（「医師の働き方改革に関する検討会」報告書より）

複写･複製･転載禁止

面接指導の実施方法について（案）

管理者（事業者）

STEP1　睡眠及び疲労の状況の確認

当該月に100時間以上の時間外・　休日労働が見込まれる医師（例えば、前月又は当月の時間外・　休日労働が80時間を超えている者）を抽出し、時間外・　休日労働が月100時間以上となる前、睡眠及び疲労の状況等、以下の事項について確認を行う。

＜確認事項＞
① 前月の休日・　時間外労働時間（副業・　兼業も自己申告により通算する）
② 直近2週間の1日平均睡眠時間（可能であればアクチグラフ等の客観的指標を用いる）
③ 「労働者の疲労蓄積度の自己診断チェックリスト」（以下、疲労蓄積度チェック）
④ 面接指導の希望

※可能であれば、面接指導対象医師と同じ病棟や診療科で勤務する看護師長や上級医から、長時間労働の負担による影響の有無等についても確認しておくことが望ましい。

※　上記確認と面接指導の実施時期については次ページ参照

必要な情報の提供

結果の報告

STEP4　就業上の措置

面接指導実施医師からの報告及び意見を踏まえ、必要に応じて、就業上の措置を講じる。

面接指導実施医師

STEP2　面接指導

労働安全衛生法に基づく長時間労働者に対する面接指導において確認を行う事項（勤務の状況、疲労の蓄積の状況、心身の状況）に加え、睡眠負債の状況を確認する。また、医師についてはバーンアウト（燃え尽き）のリスクが高いことを踏まえ、ワークエンゲイジメント（熱意・　没頭・　活力）とバーンアウト（燃え尽き）の相違も念頭に置きつつ、評価を行う。

＜確認事項＞
① 勤務の状況
② 睡眠負債の状況
③ 疲労の蓄積の状況
④ 心身の状況（うつ症状や心血管疾患のリスク等）

必要に応じて睡眠や休息等に関する助言や保健指導を行う。

STEP3　報告書・意見書の作成

面接指導に基づき、本人への指導区分及び就業区分の判定し、報告書及び意見書を作成の上、管理者に報告する。報告書・　意見書の作成に当たっては、必要に応じて、産業医、院内の専門科又は専門医療機関と連携することが望ましい。

＜本人への指導区分＞　※複数回答可
0．措置不要　　1．要保健指導
2．現病治療継続　又は　医療機関紹介

＜就業区分＞
0．通常勤務　　1．就業制限・　配慮　　2．要休業

産業医 ⟷ 専門医

日本精神科産業医協会

複写･複製･転載禁止

追加的健康確保措置における面接指導

面接指導対象医師の推計数

- 平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査における医師の病院従事者数：208,127人
- 令和元年医師の勤務実態調査において、病院勤務医のうち時間外労働年960時間換算を超える割合：37.8％
- 上記から、現時点で時間外労働年960時間換算を超える人数を機械的に算出すると約80,000人

面接指導実施医師の推計数

- 面接指導を行う医師は、１人で10人の医師の面接指導を実施すると仮定（他科の診療科長を想定）
- 上記を踏まえると面接指導実施医師は全国で約8,000人必要（産業医※を含む）

※　産業医の養成研修・講習を修了した医師は約10万人（実働は推計３万人）

日本精神科産業医協会

複写･複製･転載禁止

面接指導実施医師の養成講習の方法・内容

- 養成には、e-ラーニング教材を作成し、受講した医師に修了書を発行することで対応（内容については次ページ参照）。
- 長時間労働の医師の健康確保措置に関するマニュアルの内容に基づいた講習を想定。
- 2021年度にe-ラーニング教材の開発、2022～2023年度の2年間で養成を行うことを予定（その後も継続して養成を行う）。

面接指導実施医師の推定される業務負担

- 面接指導に１人約10～40分の時間を要するとして仮定すると、面接指導を行う医師１人あたり月に約2.2時間※の負担

複写･複製･転載禁止

面接指導実施医師向けカリキュラムイメージ

産業医基礎研修カリキュラム

1．前期研修
（1）総論
（2）健康管理
（3）メンタルヘルス対策
（4）健康保持増進
（5）作業環境管理
（6）作業管理
（7）有害業務管理
（8）産業医活動の実際
2．実地研修
（1）健康管理
（2）じん肺の胸部エックス線検査
（3）メンタルヘルス対策
（4）健康保持増進
（5）救急処置
（6）作業環境管理・　作業管理
（7）職場巡視と討論
3．後期研修
（1）総論
（2）労働衛生管理体制（総括管理）
（3）健康管理
（4）メンタルヘルス対策
（5）健康保持増進
（6）作業環境管理
（7）作業管理
（8）有害業務管理
（9）労働衛生教育

2024年度に適用される労働時間 の上限規制や、 それに伴う長時　間労働に係る事項について記載

面接指導実施医師向けカリキュラムイメージ（案）

（1）総論・法制論（労働安全衛生法、医療法、労働基準法）
産業医とは異なり、医療法や労働基準法の規定についても必要

（2）健康管理（特に過重労働・　睡眠負債による健康影響について）
特に睡眠負債による健康影響について の知見を集約し、重点的に学習

（3）メンタルヘルス対策

（4）追加的健康確保措置（疲労回復に効果的な休息の付与方法、睡眠及び疲労の状況について確認する事項を含めた効果的な面接指導の実施方法）※

※2019年3月28日にとりまとめられた「医師の働き方改革に関する 検討会報告書」において、医学的に検討を行うと明記された事項

※「長時間労働の医師の健康確保措置に関するマニュアル」の内 容に基づいたものを想定。

複写･複製･転載禁止

ご清聴ありがとうございました

日本精神科産業医協会